

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、子どもの貧困解消など教育予算確保・拡充と就学保障の充実、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善に向けた意見書

子どもたちは、住む地域や環境に関係なく平等に教育を受ける権利を有しており、国の責任において、教育予算の確保と拡充を図り、教育の機会均等と水準の保障を担保する必要がある。しかしながら、わが国の公財政教育支出の割合は、OECD加盟34カ国の平均を大きく下回っている一方で、私費負担率は高い水準にあるなど、教育にかかわる国の支援は、十分とは言えない状況にある。

義務教育国庫負担制度は、国の責任において標準的な教職員数を確保するものであり、へき地校などが多い北海道においては、教育の機会均等を保障する重要な制度となっている。本制度は地域主権を保障し、義務教育に必要不可欠であることから、制度の堅持を図るとともに、「三位一体改革」で3分の1に削減された負担率を2分の1へ復元するなどの制度改善が必要である。

また、給食費、修学旅行費、テストやドリルなどをはじめとする教材費などの保護者負担も依然として減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても都道府県や市町村において、その措置に格差が生じている。

今年度の政府予算は、教職員定数の適正化として、一部加配定数の基礎定数化などが行われたが、子どもたちに行き届いた教育を保障するためには、教職員定数の拡充が重要な課題となっており、義務標準法の改正を伴う「教職員定数の改善」や「学級編制標準の制度改正」、「30人以下学級」の早期実現が不可欠である。

これらのことから、義務教育費国庫負担制度の堅持や当面負担率2分の1への復元、就学保障の充実などが図られるよう、次の事項について、国の責任において教育予算の確保・拡充を図るよう求める。

記

- 1 義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに負担率を2分の1に復元すること。
- 2 「30人以下学級」の早期実現にむけて、小学校1年生から中学校3年生の学級編制標準を順次改定すること。
また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するため、義務標準法改正を伴う教職員定数の改善を図ること。
- 3 給食費、修学旅行費、教材費などの保護者負担の軽減のほか、図書費の充実などを図ること。
- 4 経済的な理由により子どもたちが進学・就学を断念することがないように、就学援助制度の充実や返還義務を伴わない給付型奨学金などの拡充を図ること。
- 5 高校授業料無償制度における所得制限を撤廃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月23日

帯 広 市 議 会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
地方創生担当大臣 あて